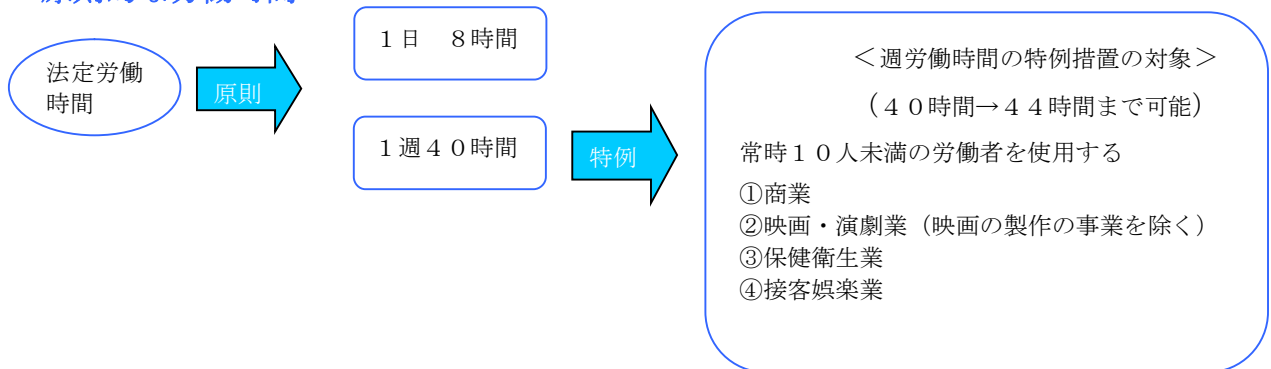


## 労働時間（法第32条）

使用者は、労働者に、休憩時間を除いて1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。

### ■原則的な労働時間



### ■週40時間労働制と特例措置対象事業区分

業種	規模	10人	1人～
		以上	9人
製造業	(1号)	40	40
鉱業	(2号)	40	40
建設業	(3号)	40	40
運輸交通業	(4号)	40	40
貨物取扱業	(5号)	40	40
林業	(6号)	40	40
商業	(8号)	40	44
金融・広告業	(9号)	40	40
映画・演劇業	(10号)	40	44
通信業	(11号)	40	40
教育・研究業	(12号)	40	40
保健衛生業	(13号)	40	44
接客娯楽業	(14号)	40	44
清掃・と畜業	(15号)	40	40
その他の業種 (農業、畜産業、 水産業を除く)	(17号)	40	40

(注1) 特例措置対象事業：1週44時間、1日8時間

(注2) 業種欄の各号は、労働基準法別表第一による号別区分です。

(注3) 10号の「映画・演劇業」のうち、映画の製作の事業は、1週40時間が適用されます。

※変形労働時間制を採用することにより週40時間労働を実施することができます。

変形労働時間制は、社会経済情勢の変化に対応するとともに、週休二日制の普及、年間休業日数の増加、業務の繁閑に応じた労働時間の配分を行うことによって、労働時間を短縮することを目的とするものです。

(別記変形労働時間制解説参照)

※ 年少者(18歳未満)、妊産婦については、変形労働時間制の適用に一定の制限があります。(第60条～第62条年少者解説及び第66条妊産婦解説参照)

## ■労働時間の考え方

